

○学校法人新島学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

2025年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新島学園（以下「学園」という。）の寄附行為第の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、常勤となった場合の副理事長、総務・企画担当理事及び財務担当理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む。）としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 職員評議員とは、学園の教職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員又は評議員（職員評議員を除く。）として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬及び記念品料を支給する。
- (4) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、報酬を支給する。
- (5) 職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤理事の報酬年額は、別表第1のとおりとし、各理事の号俸の決定及び変更は、

理事会の議を経るものとする。報酬額の12分の1の額を支給月額（報酬月額）として毎月支給する。ただし、勤務状況を勘案し、理事長が必要と認める場合、個別に1号俸以下に減額して支払うことができる。

- 2 非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤理事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤理事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 評議員に対する報酬の額は、別表第3のとおりとする。

（退任慰労金の支給）

第5条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

（退職慰労金の引当及び算定方法）

第6条 退職慰労金は、退職給与引当金に毎月計上し、退任時現在の総額をもって充てる。

- 2 前項の退職給与引当金に計上する額は、第4条に定める報酬月額に12分の1を乗じて得た額とする。ただし、年度の途中で常勤理事に就任した場合は、報酬年額を当年度在任月数で除して得た金額とする。この場合において、月々の退職給与引当金計上計算に当たり、50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（記念品料）

第7条 非常勤理事及び監事が退任したときは、その者に記念品料を支給する。

- 2 金額は、在任1年につき25,000円を退任時に記念品料として支給する。
- 3 在任期間の算定方法は、就任時から退任時までの年数により、端数は切り捨てる。

（報酬等の支給方法）

第8条 常勤理事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、新島学園教職員の給与に関する規程第3条、第5条及び第8条、新島学園教職員の退職金に関する規程第8条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「退職金」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読替えるものとする。

- 2 非常勤理事の報酬は、理事会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 3 評議員の報酬は、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。
(費用)

第9条 役員及び評議員（職員評議員を除く。）が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、学校法人新島学園教職員の旅費に関する規程を準用する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 学校法人新島学園理事長報酬規程（2010年4月1日施行）、理事長退職金規程（2011年11月26日施行）及び退任役員に対する謝意表示要項（1993年9月4日施行）は廃止する。

附 則（2025年4月1日）

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。（第1条、第2条、第3条、第4条、第8条、第9条、第10条関係）
- 2 「学校法人新島学園評議員の旅費に関する規程」は廃止する。

別表第1（第4条第1項関係）

常勤理事の報酬額

号俸	理事長	常勤となった理事
1	年額 1000万円	年額 1000万円
2	年額 1100万円	年額 1100万円
3	年額 1200万円	年額 1200万円
4	年額 1300万円	年額 1300万円
5	年額 1400万円	年額 1400万円

6	年額 1500万円	年額 1500万円
7	年額 1600万円	

別表第2（第4条第2項関係）

常勤理事以外の役員の報酬額

職員理事	無報酬（給与規程に則り職員としての給与のみ支給）	
上記以外の非常勤理事及び監事	理事会等会議への出席 （書面出席を除く）	日額 2万円

別表第3（第4条第6項関係）

評議員の報酬額（職員評議員を除く）

① 理事会、評議員会又は常任理事会への出席 （書面出席を除く）	② 理事会、評議員会又は常任理事会以外の業務	
	3時間超	3時間以内
日額 1万円	2万円	1万円